令和5年度和歌山県内部統制評価報告書

和歌山県知事岸本周平は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

和歌山県知事岸本周平は、和歌山県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、和歌山県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「和歌山県内部統制基本方針」(令和 2 年 3 月 31 日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務(以下「内部統制対象事務」という。)に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

和歌山県においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、内部統制対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、和歌山県の内部統制対象事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、次のとおりです。

- ① 和歌山県道長井古座線「八郎山トンネル」において、覆エコンクリートに空洞が存在し厚さが不足している施工不良が判明しました。当該不備については、技術検討委員会を設立し、原因究明や対策工法、再発防止策について検討を行い、調査報告書の取りまとめが行われました。再発防止策として、全ての工事の着手前に施工業者との打ち合わせにおいて、当該工事における段階確認を担当課長等が決裁するよう組織体制を強化することや、トンネル現場研修へ参加する等の取組を実施しております。
- ② 初回新規登録が令和元年9月30日までの電気自動車及びロータリーエンジン搭載車の自動車税種別割について、平成31年度の税制改正に伴う和歌山県税条例の規定に改正漏れがあり、令和元年度から令和5年度において条例に根拠規定がないまま過大に課税を行っていたことが判明しました。当該不備については、過大に課税していた納税者に対して謝罪文書を送付し、還付手続きを完了しました。また、組織的なチェック体制の強化等の再発防止策を実施しております。なお、令和6年度以降の課税を適正に実施するため、令和6年2月定例会において条例改正を行いました。

これらの運用上の重大な不備については、和歌山県行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。

令和6年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、適正な事務の執行についての周知・徹底及びチェック機能の強化に取り組みます。

令和6年7月10日 和歌山県知事 岸本 周平